

保育所の児童に係る保育料金額表(案)

※年少扶養控除廃止の影響がないように算定方法を変更する予定です。

※その他改定を行う場合もあります。

児童の属する世帯の階層区分			保育料の額(月額)				
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児		
第1	(A1)	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0		
第2	(B1)	第1階層及び第4から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税非課税世帯であって、次の区分に該当する世帯	母子世帯等	0	0		
	(B2)		母子世帯等以外の世帯	4,000	3,000		
第3	(C1)	第1階層及び第4から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	所得割非課税(均等割のみ課税)世帯	母子世帯等	8,000	6,500	6,500
	(C2)			母子世帯等以外の世帯	9,000	7,500	7,500
	(C3)		所得割課税世帯	母子世帯等	10,500	9,000	9,000
	(C4)			母子世帯等以外の世帯	11,500	10,000	10,000
第4	(D1)	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	9,000円未満	15,400	13,400	13,400	
	(D2)		9,000円以上 15,000円未満	19,000	18,000	16,500	
	(D3)		15,000円以上 40,000円未満	23,000	21,000	21,000	
第5	(D4)		40,000円以上 70,000円未満	31,700	26,000	25,000	
	(D5)		70,000円以上 103,000円未満	37,200	29,400	27,100	
第6	(D6)		103,000円以上 263,000円未満	45,800	31,800		
	(D7)		263,000円以上 413,000円未満	48,600			
第7	(D8)	413,000円以上	55,800				

備考

- 1 保育料の算定に用いる所得税額は、配当控除、住宅控除及び外国税控除等の特別控除は適用しません。
- 2 「母子世帯等」に含まれる世帯は、母子世帯、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等です。

裏面もお読みください。

- 3 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園等※に入所している場合、又は児童デイサービスを利用している場合、2人目については、年齢の低い児童の保育料が半額、3人目以降については最も年齢の低い児童から順に保育料は無料となります。
なお、保育所以外に入所している場合は在園証明書等の提出が必要です。

※幼稚園等に含まれる施設

- 認可幼稚園 ○認定こども園 ○特別支援学校（幼稚部に限る） ○知的障害児通園施設
○盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設に限る） ○肢体不自由児施設（通園施設に限る）
○情緒障害児短期治療施設（通所部に限る）

- 4 月の途中で入所し、又は退所した場合における当該入所し、又は退所した日の属する月の保育料の額は、次のとおりです。
(10円未満の端数が生じたときは、切捨てになります。)

(1)月の途中で入所した場合 1 ヵ月の保育料×入所日からその月の末日までの日数(25日を限度) / 25日

(2)月の途中で退所した場合

- ア 退所の日が15日以前るとき 半額
イ 退所の日が16日以降るとき 全額

- 5 児童の年齢は、年度の初日の年齢を適用します。

- 6 確定申告等により所得税額が変更となった場合は、保育料が変更となることがありますので、確定申告書等の控えを子育て支援課まで提出してください。ただし、過年度の保育料については変更できませんのでご了承ください。

保育料は児童の年齢区分と児童の同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者〔※家計の主宰者である場合に限る。〕のすべての者の平成23年分の所得税課税額および平成23年度の市民税(区町村民税)課税額によって決定します。

※それ以外の扶養義務者における「家計の主宰者」とは、保育所入所児童を所得税の算定上扶養控除の対象としている者、または、祖父母等と同居世帯で父母合わせての前年の収入が103万円未満の場合における、祖父母等の親族のことです。

※ただし、父母のいずれかの前年分収入が103万円以上ある場合は、父母のみの収入で算定を行います。また、3ヶ月連続の平均収入を勘案し、年間収入が103万円以上(月額86,000円以上)を見込める場合は、3ヶ月連続の平均収入を勘案した最終月の翌月から父母の収入のみで保育料算定を行います。